

所管行政庁へ定款変更の認可の申請

1. 提出期限 変更の決議があった日から2週間以内（原則）

2. 作成部数

(1) 県認可の場合

5部（行政庁3、中央会、組合控え）

行政庁3部のうち、1部は地方事務所保管、2部本庁へ送付され、その1部が組合に戻る。

6部（行政庁4、中央会、組合控え）

ただし県認可の商工組合で名称または事業の変更を行う場合は国との協議が必要なので国提出用の1部を追加して4部。4部のうち、1部は国保管、1部は地方事務所保管、2部本庁へ送付され、その1部が組合に戻る。

(2) 局認可の場合

4部（行政庁2、中央会、組合控え）

3. 提出書類（A4サイズ）

(1) 定款変更認可申請書

(2) 変更理由書

(3) 変更しようとする箇所を記載した書面（新旧対照表）

(4) 事業計画書（変更が事業計画に係る場合）

(5) 収支予算書（変更が収支予算に係る場合）

(6) 総会議事録（原本または原本証明した写し）

出資1口の金額の減少に関する定款変更のときは、その他の書類も必要となる。

4. 作成上の注意点

袋とじとする。必要に応じて各ページに代表印の捨て印を押す。表紙と裏表紙には割り印を押す。

5. 根拠法

中小企業等協同組合法（第51条第2項）

（総会の議決事項）

第51条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2)～(5) 省略

2 定款の変更は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 省略

中小企業等協同組合法施行規則（第5条）

（定款の変更の認可の申請）

第5条 法第51条第2項（法第82条の10第4項において準用する場合を含む。）の規定により組合または中央会の定款の変更の認可を受けようとする者は、様式第12または様式第13による申請書2通に、それぞれ次の書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 変更理由書
 - (2) 定款中の変更しようとする箇所を記載した書面
 - (3) 定款の変更を議決した総会または総代会の議事録またはその謄本
- 2 組合又は中央会の定款の変更が事業計画又は収支予算に係るものであるときは、前項の書類のほか、定款変更後の事業計画書又は収支予算書を提出しなければならない。
- 3 4 （省略）